

規制改革推進会議
第4回 行政手続部会
説明資料



平成28年11月15日
内閣官房IT総合戦略室

目次

- 行政手続IT化について 2
- マイナンバー制度について 7
- 今後の取組（規制制度改革ワーキングチームについて） 20

行政手続IT化に係る経緯 (1/3)

- IT戦略本部は、2001年の創設時より、行政手続のIT化を推進。当初は、「すべての行政手続」のオンライン化を推進。
- しかしながら、オンライン利用率の低迷、そもそも申請実績のほとんどない手続までシステムを構築するなどの状況を踏まえて、2008年ごろから利用促進に向け重点化した取り組みを推進する一方、2012年を中心に一部システムを停止。

■ e-Japan戦略 (2001年1月 I T戦略本部決定)

「2003年までに、国が提供する実質的にすべての行政手続をインターネット経由で可能とする」。

○「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」(行政手続オンライン化法) 成立 (2002年12月)

- ・法令上紙面で行うこととなっている手続に関し、オンラインでも可能に。(適用除外は、別表に列挙)

○各府省「行政手続等の電子化の推進に関するアクションプラン」策定 (2002年)

⇒ 国の申請・届出等の96% (13,719手続) がオンラインで利用可能に (2005年)

■ IT新改革戦略 (2006年1月 I T戦略本部決定)

「オンライン利用促進対象手続について、2010年までにオンライン利用率50%以上を達成する。」

○オンライン利用拡大行動計画 (2008年9月 I T戦略本部決定)

- ・これまでの取組を抜本的に見直し、利用頻度の高い71手続に重点化し、オンラインの利用促進策に集中的に取り組む。
- ・利用率が極めて低調で改善の見込みがない手続については、システム停止を検討するなどメリハリの利いた対応を行う。

■ 新たな情報通信技術戦略 (2010年5月 I T戦略本部決定)

「行政サービスのオンライン利用については、費用対効果等を検討し、対象サービスの範囲等に係る基準を整理した上で、業務プロセスを徹底的に見直すという考え方の下、オンライン利用に関する計画をとりまとめる。」

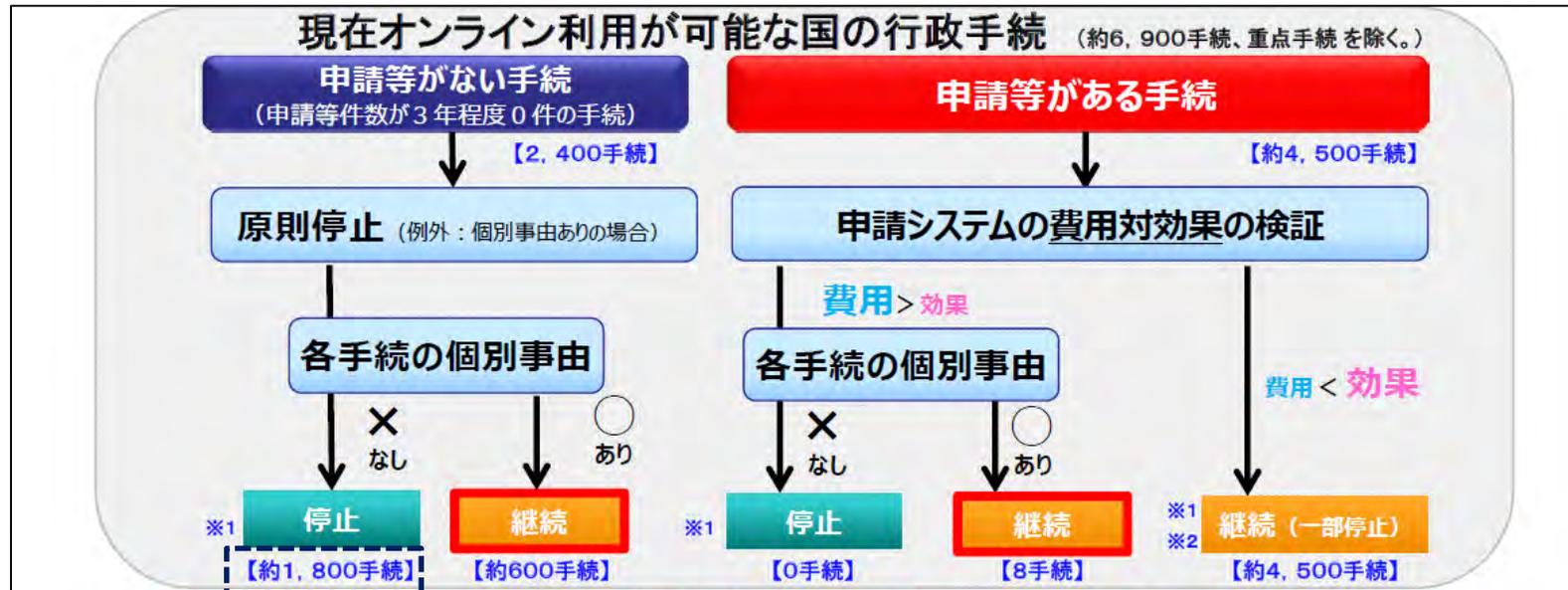
○新たなオンライン利用に関する計画 (2011年8月 I T戦略本部決定)

- ・ オンライン利用の範囲の更なる見直し
- ・ 重点手続を中心に、サービスの品質向上に重点を置いたオンライン利用の改善
- ・ 重点手続を対象とした業務プロセス改革の推進【2011年度～13年度】

⇒ そもそも申請実績のない手続など費用対効果を考慮し、約3500手続をオンライン利用を停止 (2012年)

行政手続IT化に係る経緯 (2/3)

- 2011年～2013年にかけて、オンライン利用が可能な手続全体について、費用対効果等を検証し、また、パブリックコメント等を経た上で、そもそもの申請のない手続のシステムを停止するなどオンライン利用の範囲の見直しを実施。(2012年に約3,500手続の停止を判断)



● 第20回電子行政タスクフォース(H24.3.19)において 部分についてヒアリングを実施。

◆費用対効果の検証に係る基本的な考え方

費用対効果の検証は、システムの単位で行うことを原則とし、費用及び効果の基礎となる数値については、平成22年度のシステムの整備運用経費や申請等件数に基づいて算出する。

$$\text{システム単位の費用対効果} = \frac{\text{当該システムが受け付ける全ての申請等手続の効果の合計}}{\text{当該システムで申請等を受け付けるために必要な整備運用経費等の費用}}$$

- ※1 停止しようとする手続については、あらかじめパブリックコメント等により利用者等から意見聴取を行う。
また、停止に当たっては、あらかじめ申請窓口やホームページ等を通じて、対象手続、停止の理由、時期、停止後の申請方法等を周知するものとする。
- ※2 システム単位で効果が費用を上回る場合であっても、当該システムの費用対効果の更なる向上を図る観点から、費用対効果が極めて低く改善の見込みが立たない手続や制度改正等によるシステム改修作業の発生頻度に比して利用件数が少なく今後もオンライン利用の効果が改善する見込みの立たない手続等、一部の手続(約1,700手続)については、各府省においてオンライン利用を停止することと判断された。

行政手続IT化に係る経緯 (3/3)

- 2013年に閣議決定された「世界最先端IT国家創造宣言」においては、行政手続のIT化に関し、利用者の中心のサービス設計を行うものとし、オンライン手続の利便性向上に向けた改善の促進を推進。

■ 世界最先端IT国家創造宣言 (2013年6月IT戦略本部決定)

「オンラインサービスの設計に当たっては、利便性の向上と全体の効率化を図るため、サービスのバリューチェーン全体を通じて電子化することを目指すとともに、マーケティング手法等を活用しつつ、利用者中心のサービス設計を行い、適切なチャネルでサービスを提供する。」

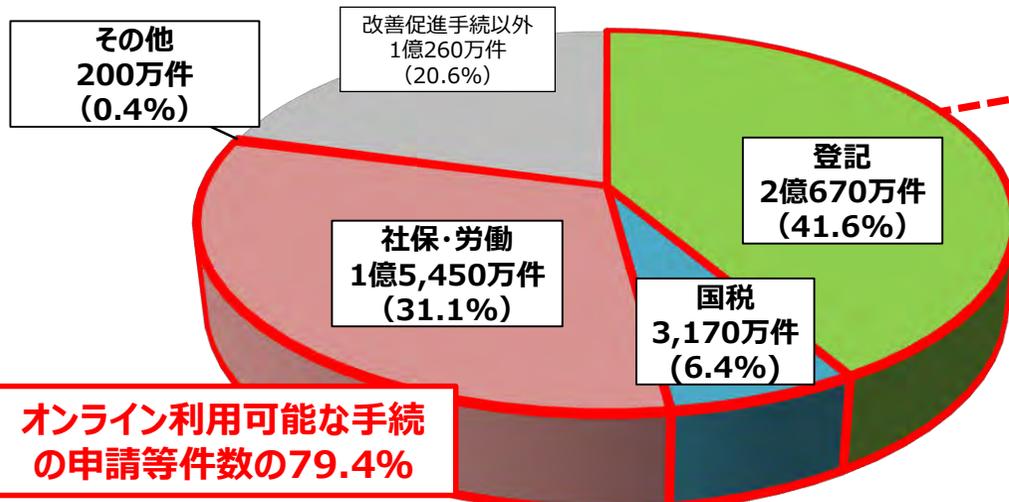
○ オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針 (2014年4月 各府省CIO連絡会議決定)

- ・利用者の意見・要望の把握 (各省庁、総務省)
- ・改善促進手続の選定、「共通取組事項」を踏まえた、利用者の満足度等の指標を含む各府省による「改善取組計画」の策定
- ・課題解決に向けた府省横断的な情報共有・検討
- 全数調査の実施 (2015年6月、2016年6月)
- ・オンライン化されていない手続、法令上オンラインが認められていない手続を含め、全体像を把握。

< 共通取組事項 >

- 添付書類の提出の省略等の「オンライン手続に係る負担軽減」
- 処理の迅速化等の「オンラインによる処理の見直し」
- A P I の開発等による「受付システムの利便性向上」
- 窓口におけるオンライン利用の勧奨等による「普及・啓発等」

オンライン利用可能な手続における「改善促進手続」(57手続)の位置づけ



< 改善促進手続選定の考え方 >

- ◆ 国民や企業による利用頻度が高い年間申請等件数が100万件以上の手続
- ◆ 100万件未満であっても主として企業等が反復的又は継続的に利用する手続 等

分野別の改善促進手続数

登記	国税	労働社会保険	自動車登録	その他
5	15	32	1	4

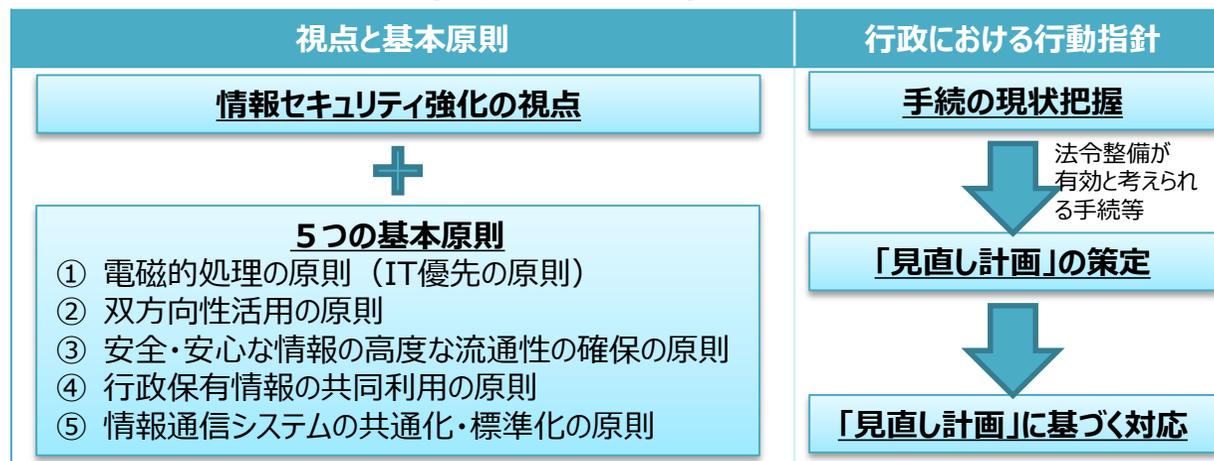
オンライン利用が可能な全ての手続 (約2,700手続) の年間申請等件数 : 4億9,750万件

(注) 「平成26年度における行政手続オンライン化等の状況」より作成

IT利活用に係る基本指針と全数調査

- こうした中、2015年6月、IT利活用の進め方に関する基本的な考え方をとりまとめた「IT利活用に係る基本指針」を策定。
- また、行政手続・民間取引のIT化の状況を網羅的に把握するため、「法令等により書面による保存、交付等が規定されている手続等の調査（全数調査）」を2015年6月及び2016年6月に実施し公表。

<IT利活用に係る基本指針概要>



<全数調査の結果概要>

分類	総手続数	法令上オンライン化が可能な手続		法令上オンライン化が不可な手続	
		オンライン化実施中手続	オンライン化実施していない手続		
行政手続	官－民等	19,329手続	8,040手続	11,092手続 ※うちオンライン化を停止した手続：4,438手続	197手続（1.0%）
	地方－民等	14,160手続	9,850手続		4,310手続（30.4%）
民間取引	民－民	3,005手続	2,684手続		321手続（10.7%）

※そもそも紙・オンラインを問わず申請件数の少ない手続等について、費用対効果を考慮し、オンライン化を停止。

一方、申請件数の多い手続等について、重点的にオンライン利用を促進。

IT利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプラン

- 2013年12月、IT総合戦略本部は、対面・書面交付が前提とされているサービスや手続を含めて、IT利活用の裾野拡大の観点から、関連制度の精査・検討を行い、28項目の対処方針からなる「IT利活用の裾野拡大のための規制制度改革アクションプラン」を策定し、以降、年2回フォローアップ。

行政手続き関連

<本人確認手続の見直し>

- 政府のオンライン行政手続における本人確認手続の見直し
- ID連携による制度間の本人確認の合理化
- 個人番号カードを活用した公的個人認証サービスの利用場面拡大

○ 新たに検討された項目：	12
○ 以前に検討された項目で、改めて期限設定もしくは内容の詳細化等がなされた項目：	7
○ 規制改革会議で対応した項目：	9

<その他>

- 登記情報の共有化、添付書類省略
- 自動車保有関係手続のワンストップサービスの拡充
- 道路占有手続の簡素化・統一化
- 航空機登録申請の添付書類を削減した上での電子化
- 建築確認申請の電子化
- 公的機関からの電子的手段による通知の促進
- 地下街等閉空間における電波申請書（工事設計書）の簡素化

民間取引関連

<対面原則の見直し>

- 高等学校での遠隔授業の正規授業化
- 不動産取引における重要事項説明に際しての対面原則の見直し
- 国家資格の取得更新時におけるe-ラーニングの活用

<書面による保存、提供が規定されている制度の見直し>

- 株式会社の事業報告等のウェブ開示
- 電子的な手法による労働条件の明示
- 国税関係帳簿の電子化保存に関する規制の見直し
- 教科書の電子化
- 保険契約の解約返戻金がないことを記載した書面の交付義務の緩和
- E-文書法の再徹底

<テレワークの推進>

- ハローワークにおける「在宅勤務」の取り扱いの見直し
- 「くるみん」制度認定基準へのテレワークの組み込み
- 労働者が希望する場合に所定労働時間内の深夜労働割増の柔軟化
- 在宅勤務と育児休業を両立するための給付金支給規定の改定
- 遠隔雇用をする場合の最低賃金基準の見直し

<その他>

- 旅館における宿泊者名簿の電磁的作成・保存の推進
- クラウドメディアサービスの実現のための規制の見直し
- 金融機関における外部委託先の監督についての明確化
- 現況地形及び施工図の3D化・配信の推進

(注)「行政手続き関連」と「民間取引関連」は、IT総合戦略室において分類（両方の側面があるものについては、適宜分類。）

マイナンバー制度における関係府省の役割分担

○内閣府・内閣官房（社会保障改革担当室）

- ・法制度の所管（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法））
- ・マイナンバー制度全般の進捗管理、関係機関等の調整、広報啓発
- ・マイナンバーの利用範囲の確定、利用拡大の検討
- ・情報提供ネットワークシステムの開発等
- ・マイナポータルの開発・運用

○個人情報保護委員会

- ・特定個人情報の取扱いに関する監視・監督、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインの作成及び広報啓発等
- ・特定個人情報保護評価の規則・指針の作成、特定個人情報保護評価書の受付・承認等

○総務省

- ・番号法のうち、個人番号の付番、通知カード・マイナンバーカードに関する部分を所管
- ・個人番号付番等システムの開発等（地方公共団体情報システム機構に委託）
- ・番号法に基づく情報提供ネットワークシステムの設置及び管理
- ・地方公共団体のシステム整備に係る予算対応、中間サーバー・ソフトウェアの一括開発等の支援
- ・マイナンバー制度（地方公共団体分）の進捗管理
- ・番号制度に係る地方税関係の運用等の検討
- ・情報提供ネットワークシステムの運用

○国税庁

- ・法人番号の付番業務
- ・番号制度に係る国税関係の運用
- ・法人番号システム及び番号制度に係る国税情報システムの開発等

○厚生労働省

- ・番号制度に係る社会保障関連システム（国、地方公共団体等）の改修等
- ・番号制度に係る社会保障制度の運用等の検討

※内閣官房（IT総合戦略室）

- ・IT総合戦略本部の事務局として、本部が策定するマイナンバー制度を含むIT戦略の推進・進捗管理等

マイナンバー制度について

◎個人に

- ①**悉皆性**(住民票を有する全員に付番)
- ②**唯一無二性**(1人1番号で重複の無いように付番)
- ③「民-民-官」の関係で流通させて利用可能な**視認性**(見える番号)
- ④**最新の基本4情報(氏名、住所、性別、生年月日)と関連付けられている**
新たな**マイナンバー**を付番する仕組み。

◎法人等に上記①～③の特徴を有する「**法人番号**」を付番する仕組み。

①付番

②情報連携

◎**複数の機関間において、それぞれの機関ごとにマイナンバーやそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、相互に活用する仕組み。**

- 連携される個人情報の種別やその利用事務を番号法で明確化
- 情報連携に当たっては、情報提供ネットワークシステムを利用することを義務付け

③本人確認

◎個人が**自分が自分であることを証明**するための仕組み。

◎個人が自分の**マイナンバーの真正性を証明**するための仕組み。

- ICカードの券面とICチップにマイナンバーと基本4情報及び顔写真を記載したマイナンバーカードを交付
- 正確な付番や情報連携、また、成りすまし犯罪等を防止する観点から不可欠な仕組み



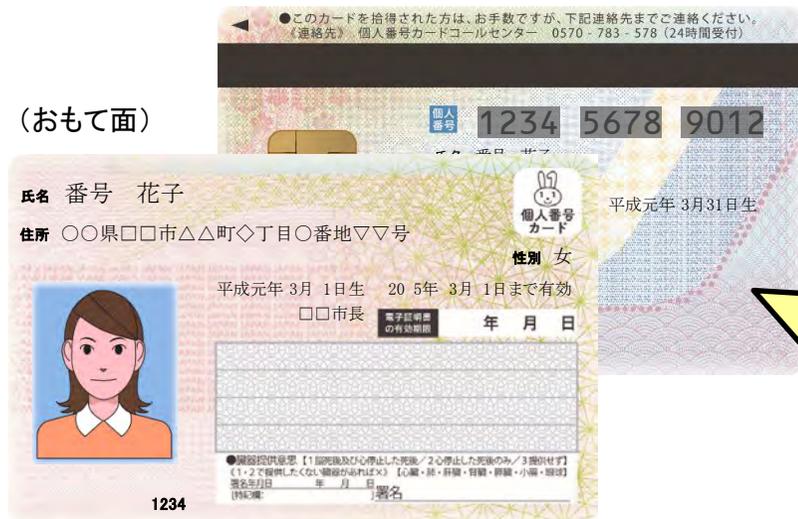
マイナンバーカードについて

市町村長は、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者に対し、その者の**申請により**、その者に係る**個人番号カード**を交付するものとする。
(番号法第17条第1項)

(うら面)

マイナンバーカードの様式

(おもて面)



- マイナンバーカード（ICチップ）に記録されるのは、①券面記載事項（氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー、本人の写真等）、②総務省令で定める事項（公的個人認証に係る『電子証明書』等）、③市町村が条例で定めた事項等、に限られる。

『地方税関係情報』や『年金給付関係情報』等の特定個人情報は記録されない。
プライバシー性の高い個人情報は記録されません。

- ① マイナンバーカードは、**本人確認の措置において利用**する。（番号法第16条）
- ② 市町村の機関は、マイナンバーカードを、**地域住民の利便性の向上に資するものとして条例で定める事務**に**利用**することができる。（番号法第18条第1号）
- ③ マイナポータルへのログイン手段として、「電子利用者証明」の仕組みによる**公的個人認証に利用**する。
- ④ マイナンバーカードの所管は、総務省とする。

マイナンバーカードの3つの利用箇所について

◎ ICチップ内の電子証明書の利用にはマイナンバー（個人番号）は使用しません

マイナンバーカードの裏面



ICチップ内のAP構成

電子証明書
(署名用、利用者証明用)

空き領域

その他 (券面情報等)

①マイナンバー

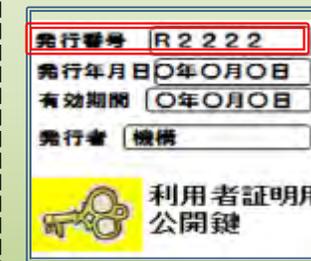
- ・社会保障、税又は災害対策分野における法定事務又は地方公共団体が条例で定める事務においてのみ利用可能
- ・マイナンバーを利用できる主体は、行政機関や雇用主など法令に規定された主体に限定されており、そうでない主体がカードの裏面をコピーする等により、マイナンバーを収集、保管することは不可

法令で利用できる主体が限定

②電子証明書 (署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書)

- ・行政機関等 (e-Tax、マイナポータル、コンビニ交付等)のほか、新たに総務大臣が認める民間事業者も活用可能に
例：金融機関におけるインターネットバンキング等
- ・電子証明書の発行番号と顧客データを紐づけて管理することにより、様々なサービスに活用が可能

利用者証明用電子証明書のイメージ



民間も含められて幅広く

③空き領域

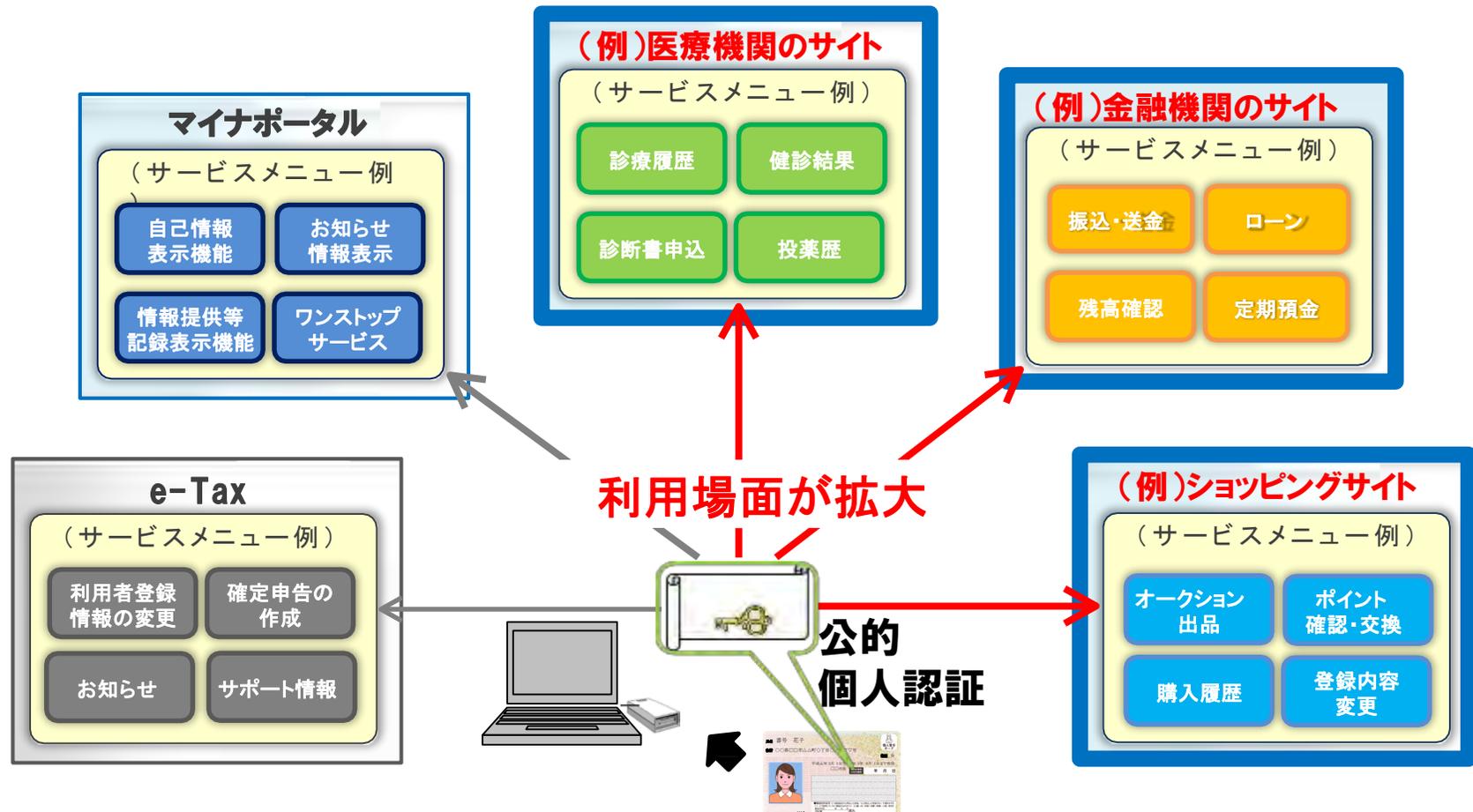
- ・市町村・都道府県等は条例で定めるところ、国の機関等は総務大臣の定めるところにより利用可能
例：印鑑登録証、国家公務員身分証
- ・新たに民間事業者も総務大臣の定めるところにより利用可能に

マイキー部分



公的個人認証サービスの民間利用について

- e-Taxなど行政機関等の手続に限られていた公的個人認証サービスを、民間企業の様々なサービスに利用が可能に
- ネットバンクやネットショッピングにおいて、安価で迅速な **顧客登録（アカウント開設）時の本人確認**、ID・パスワードに比べ格段にセキュリティーの高い **ログイン時のユーザー確認**、**顧客情報変更の把握** などが可能



株式会社NTTデータ



プレスリリース《抜粋》

NTT DATA
Global IT Innovator

2016年7月27日

マイナンバーカードの公的個人認証サービスを活用した本人確認ソリューション「BizPICO®」本格提供開始
～業界初 公的個人認証に必要なすべての基本機能をクラウドサービスで商用化～

株式会社NTTデータ

株式会社NTTデータ(以下:NTTデータ)は、2016年7月、公的個人認証サービスにおける総務大臣認定を受け、マイナンバーカードの公的個人認証サービスを活用した本人確認ソリューション「BizPICO®(ビズピコ)」を2016年7月28日より本格的に提供開始します。

BizPICOは、マイナンバーカードに埋め込まれたICチップの中に格納されている公的個人認証アプリケーションを利用することで、民間企業におけるオンラインでの確実な本人確認を可能とするソリューションです。

BizPICOは、犯罪収益移転防止法^(注1)・携帯電話不正利用防止法^(注2)に対応した厳格な本人確認機能に加え、公的個人認証のクラウドサービスにおける業界初の試みとして、「利用者認証機能」、「証跡データ保管機能」、および「証明書失効通知管理機能」を提供します。

これらの機能は、銀行、証券会社、保険会社、携帯事業者など、厳格な本人確認が求められる顧客企業において、口座開設や各サービス利用契約時の本人確認業務で利用されることを想定しています。

NTTデータは、BizPICOの提供により、2020年度末までに10億円の売上を目指します。

【サービスの特長】

- 犯罪収益移転防止法、携帯電話不正利用防止法に対応した本人確認機能の提供
- 「本人確認記録票」の作成を柔軟にサポート
- 利用者の属性情報、生存情報の変更を検知
- 顧客企業の業務量に応じた柔軟な料金プランを提供

GMOグローバルサイン株式会社

プレスリリース《抜粋》

2016年8月9日

報道関係各位

GMOグローバルサイン株式会社

GMOクリック証券株式会社

GMOクリック証券「マイナンバー制度対応オンライン本人確認サービス」を採用 証券業界初！口座開設手続きがオンライン上で完結

GMOインターネットグループのGMOクリック証券株式会社(代表取締役社長:鬼頭 弘泰 以下、GMOクリック証券)は、GMOグローバルサイン株式会社(代表取締役社長:中條 一郎 以下、GMOグローバルサイン社)の「マイナンバー制度対応オンライン本人確認サービス(以下、オンライン本人確認サービス)」の採用を決定いたしました。

「オンライン本人確認サービス」は、マイナンバーカードを読み取らせるだけで、本人確認が可能となるサービスです。GMOクリック証券では、お客様の口座開設の手続きにおける利便性向上を図るため証券業界で初めて本サービスを導入し、口座開設手続きをすべてオンライン上で完結させることが可能となります。具体的なサービス導入時期につきましては、決定次第お知らせいたします。

【利用例】

- ① 金融機関における口座開設手続きがオンライン上で完結
- ② 郵送物の送付前に現住所をすることにより、郵送物の未達を防ぎ、スピーディーにお届け
- ③ 外部委託時の番号収集の際に活用

公的個人認証の民間開放（公的個人認証を利用した本人確認サービスの提供）②

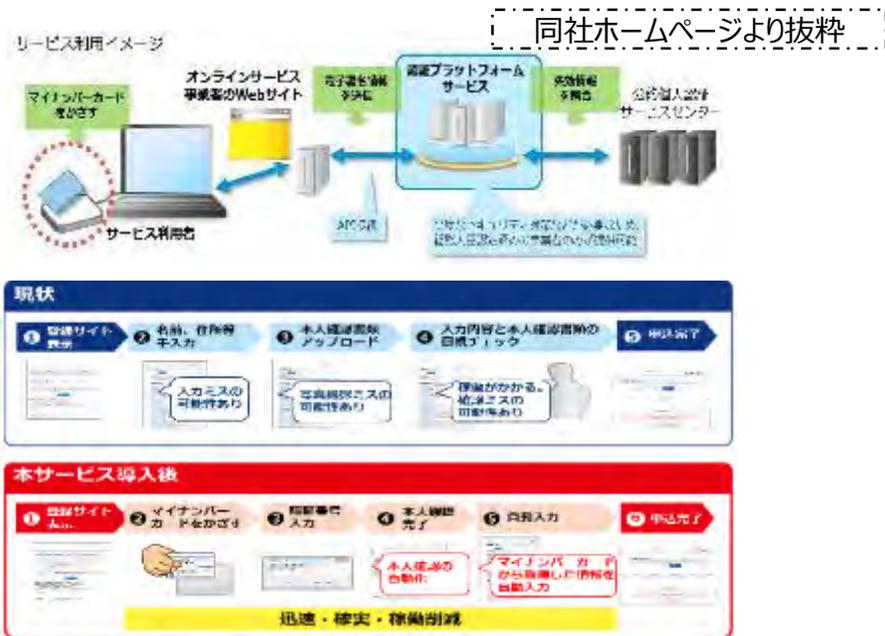
～プラットフォーム事業を担う民間事業者～

NTTコミュニケーションズ株式会社



【サービスの特長】

- マイナンバーカードによる新しいオンライン本人確認
- APIの利用により、簡易な開発で導入可能
- 正確な氏名/住所/生年月日/性別のデータ提供が可能
- オンライン申込における成りすましや改ざん防止



○ 現在は、公的個人認証サービスのプラットフォーム事業を行おうとする民間事業者の大臣認定が相次いでおり、更に大臣認定申請及び大臣認定が続く見込みである。

○ 国のみならず、これらのプラットフォーム事業者も、公的個人認証サービスの魅力を各民間事業者に説明し、その利用を積極的に働きかけており、オンラインバンキングなどのインターネット取引をはじめ、銀行、クレジット、携帯電話、生保などの各分野において、サービス利用の検討が積極的に行われている。

※プラットフォーム事業・・・公的個人認証サービスを利用するために必要となる電子証明書の有効性確認等のシステムを整備し、その機能をクラウドサービスとして各民間事業者に提供する事業

マイナンバーカードを健康保険証として利用（健康保険証オンライン資格確認）

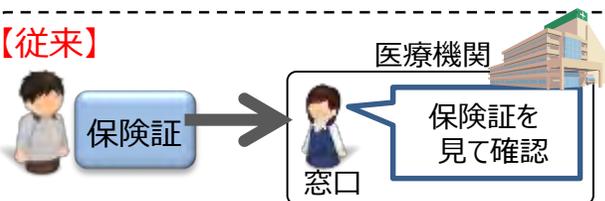
日本再興戦略2016（平成28年6月2日閣議決定）・世界最先端IT国家創造宣言（平成28年5月20日閣議決定）

- 医療等分野におけるIDの導入等
 - ・ **医療保険のオンライン資格確認**及び**医療等ID制度の導入**について、**2018年度から**の段階的運用開始、**2020年から**の本格運用を目指す。
 - ・ **本年度中**に具体的なシステムの仕組み・実務等について検討し、**来年度から**着実にシステム開発を実行する。

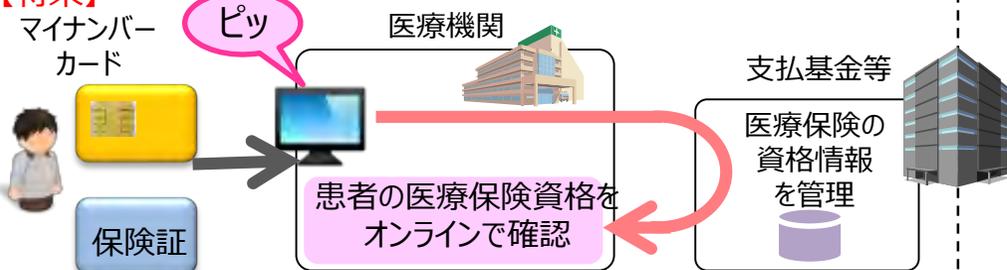
医療保険のオンライン資格確認の導入

- マイナンバーカードや保険証で、医療機関等の窓口でオンラインでの医療保険資格の確認ができる仕組みを構築する。（オンライン資格確認）

【従来】



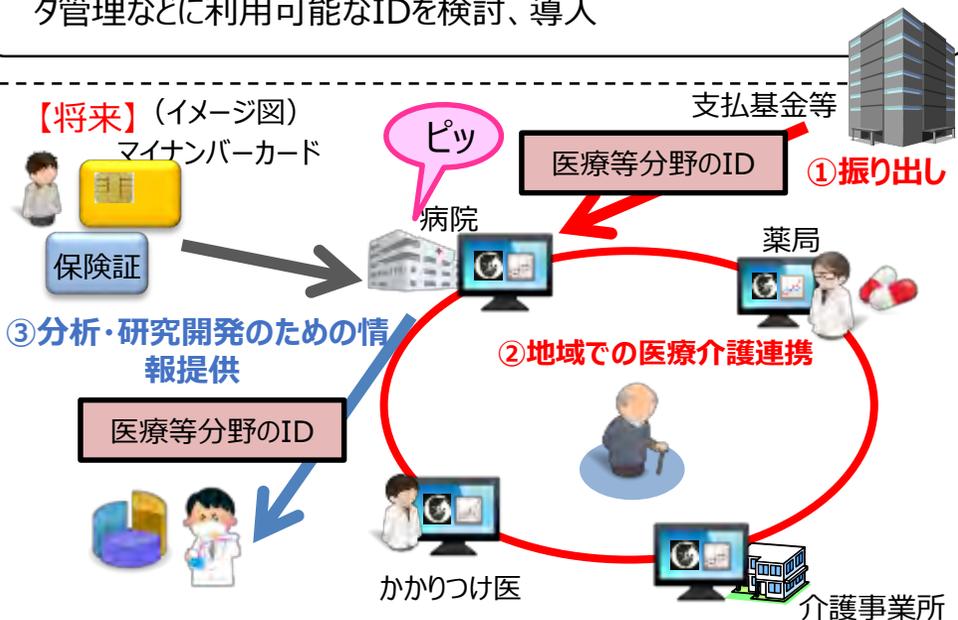
【将来】（イメージ図）



医療連携や研究に利用可能なIDの導入

- 病院、診療所間の患者情報の共有や、医学研究でのデータ管理などに利用可能なIDを検討、導入

【将来】（イメージ図）



マイナンバーカード読み取り対応スマートフォンについて

- マイナンバーカードの電子証明書情報の読み取りに対応したスマートフォンが登場。
- 11月14日、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)が、基準に適合した対応スマートフォン1機種を公表。



背面にかざす



マイナンバーカード

ドコモスマートフォン
AQUOS EVER SH-02J
(11月4日発売)

<今後対応予定>



auスマートフォン
AQUOS U SHV37
(11月下旬以降発売予定)

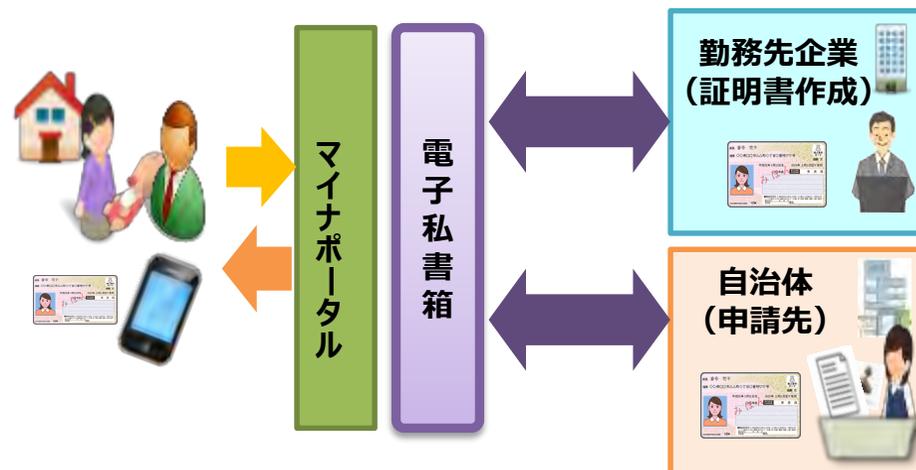
【想定される利用シーン】

インターネットバンキングへのログイン、残高照会等

インターネットバンキングのログイン時にマイナンバーカードをスマートフォンで読み取って認証



マイナポータルと連携した子育てワンストップサービス



公的個人認証サービスの電子証明書をスマートフォンのSIMカードに格納

マイナンバーカードの利活用を促進するため、国民が普段持ち歩くスマートフォンから直接マイナンバーカード（公的個人認証サービス）を利活用できる環境を実現。

日本再興戦略 改訂2015（平成27年6月30日閣議決定）

（略）個人番号カードの公的個人認証機能について、2017年中のスマートフォンでの読み取り申請の実現や、2019年中の利用者証明機能のスマートフォンへのダウンロードを実現すべく、必要な技術開発及び関係者との協議を進める。

スマートフォンでの利活用方法と活用例

◆ スマートフォンをリーダーライタにタッチ



◆ スマートフォンのアプリから利用



（例）

- インターネットバンキングへのログイン、残高照会等
- クレジット決済
- 健康保険資格確認
- 電子チケット
- 電話受付時、電話応答システムにおける本人確認
- 外販・保守等職員のモバイル認証
- お薬手帳、母子健康情報の閲覧
- 運動指導、健康管理支援

技術的課題の検証

- オンラインによるJPKIの利用者証明機能のSIMカードへのセキュアなダウンロードの実現
- ユースケースの具体化、実現する上での課題の検討

制度・運用面の検証

- 公的個人認証法の見直し（二重発行、発行手順等）、運用ルールの整備
- 関係者の責任分界点、費用負担の在り方の検討

国民の利便性の向上

マイナンバーカードの普及拡大

安全・安心なオンライン取引

マイナポータルについて

マイナポータルでは、以下のサービスを平成29年より順次開始予定。
マイナポータルにログインすることで、様々なサービスが利用可能となる。

A 情報提供等記録表示 (やりとり履歴)

情報提供ネットワークシステムを通じた住民の情報のやり取りの記録を確認できる

B 自己情報表示 (あなたの情報)

行政機関などが持っている自分の特定個人情報を確認できる

C お知らせ

行政機関などから個人に合ったきめ細やかなお知らせを確認できる



D 民間送達サービスとの連携

行政機関や民間企業等からのお知らせなどを民間の送達サービスを活用して受け取ることができる

E 子育てワンストップサービス

地方公共団体の子育てに関するサービスの検索やオンライン申請ができる

F 公金決済サービス

マイナポータルのお知らせを使い、ネットバンキング（ペイジー）やクレジットカードでの公金決済ができる

IT戦略に記載されている主な取組事例

行政手続の簡素化、国民の利便性向上のため、マイナンバー制度・法人番号の利活用促進等において、主に以下のような取組を推進中。

1. マイナンバー制度利活用促進に向けた取組

- マイナンバーの利用範囲の拡大については、**戸籍事務、旅券事務、在外邦人の情報管理業務、証券分野等において公共性の高い業務**等を中心に取組を推進
- 公的個人認証サービスの活用によるコンビニのキオスク端末での**戸籍証明書の交付サービス**の導入団体拡大を推進
- 平成28年度から**国家公務員ICカード身分証のマイナンバーカードへの一体化**を順次開始
- **災害対策分野**のうち、マイナンバー制度の活用により災害発生時における避難状況等の把握や発災後の生活再建支援手続きの負荷軽減等の効果が考えられる分野について有識者意見をとりまとめ（平成28年9月）
⇒**地方公共団体等の取組も踏まえ、具体策・スケジュールについて平成28年度中に策定予定**
- **子育て分野**のうち、オンライン化のニーズが高いと考えられる**「児童手当」、「保育」、「母子保健」、「ひとり親支援」**等を対象に、国（関係省庁）、地方公共団体、利用者（有識者）で課題を共有するとともに、解決策を具体的に検討し、対応時期を含めてとりまとめ（平成28年9月）
⇒**とりまとめを踏まえ、地方公共団体が実施すべきアクションプログラムを平成28年中に策定し、平成29年7月より子育てワンストップサービスを開始予定。以降、順次サービスを拡大。**

2. 法人番号の利活用促進に向けた取組

● 法人情報の法人番号併記

各府省庁が法人情報を公開する際の具体的なルールを定め、法人番号を併記するよう関係各府省庁に要請。平成28年の番号法の施行以降、併記優先度の高いページ（※）から、その情報更新時に順次併記を実施（※）…調達、免許、許認可等

● 法人ポータル（仮称）の構築

法人情報の一括検索システムを経済産業省において平成28年4月より試験的に運用。現在平成29年の本格運用を目指し、各府省庁と連携しつつ、政府が所有する法人情報の法人ポータルへの反映を推進中

マイナンバー制度導入後のロードマップ(案)

■:平成27年9月の法改正によるもの

★:マイナンバー法の改正が必要なもの

	2015年 (H27年) (10月)	2016年 (H28年)	2017年 (H29年)	2018年 (H30年)	2019年 (H31年)	2020年 (H32年)
マイナンバー		【2016年1月から順次】 マイナンバーの利用開始 ・ 社会保障分野（失業給付申請、日本年金機構への相談・照会） ・ 税分野（28年分所得の申告書、法定調書等への記載） ・ 災害対策分野（被災者台帳の作成）	▼ 【2017年7月から】 情報提供ネットワークシステムの本格運用開始 日本年金機構は、2017年11月末までの間で政令で定める日までは、情報連携ができない			
				【2018年～】 ○金融分野・預貯金口座への付番		
		【★2019年通常国会（巨途）に向けて検討】 戸籍事務、旅券事務、在外邦人の情報管理業務、証券分野等において公共性の高い業務への拡大について検討し法制上の措置				
マイナンバーカード		【2016年1月から】 マイナンバーカードの交付 ▼ 【2016年4月から】 国家公務員身分証一元化。地方公共団体・独法・国立大学法人・民間企業の社員証としての利用の検討も促す ▼ 【2016年1月以降順次】 各種免許等における公的資格確認機能を持たせることを検討、旧姓併記等の券面記載事項の充実				
		【2016年から順次】 ▼ 【2017年以降】 キャッシュカード・クレジットカードとしての利用の実現に向けて検討 公的個人認証・ICチップの民間開放、地方公共団体による独自利用				
		【2017年度中】 医療保険のオンライン資格確認システム整備			【2018年度から段階的運用開始】 健康保険証としての利用	
マイナポータル		【2017年から順次、同年7月から本格運用開始】 マイナポータルの運用開始 ・ 情報提供等記録表示・自己情報表示・プッシュ型お知らせサービス・ワンストップサービスの提供 具体的には、 ・ 国民年金保険料のワンクリック免除申請 ・ 医療費通知を活用した医療費控除申告手続きの簡素化 ・ 税・社会保険料のクレジットカード納付 ・ e-Taxやねんきんネット、民間サービスとの連携 ・ ワンストップサービス（引越・死亡等のライフイベントなど）の提供 ・ テレビ・スマートフォン等利用チャネル拡大				
		▼ 【2017年7月以降】 子育てワンストップサービスの実施 ▼ 【2018年を目途】 特定健診データを個人が電子的に把握・利用可能に				

新戦略推進専門調査会分科会の新たな体制について

- 各分野の実効的な成果を「国から地方へ」「地方から全国へ」と横展開を加速するため、分野横断的な調査、審議を可能とする体制を整備。
- これまでの9つの分科会を「電子行政分科会」と「データ活用基盤・課題解決分科会」に再編（専門調査会は両分科会から報告を受け、進捗管理を実施）。
- 新たな分科会の下に個々の政策課題に応じて、ワーキングチーム（WT）を柔軟に設置（廃止）できることとする。

高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT総合戦略本部）

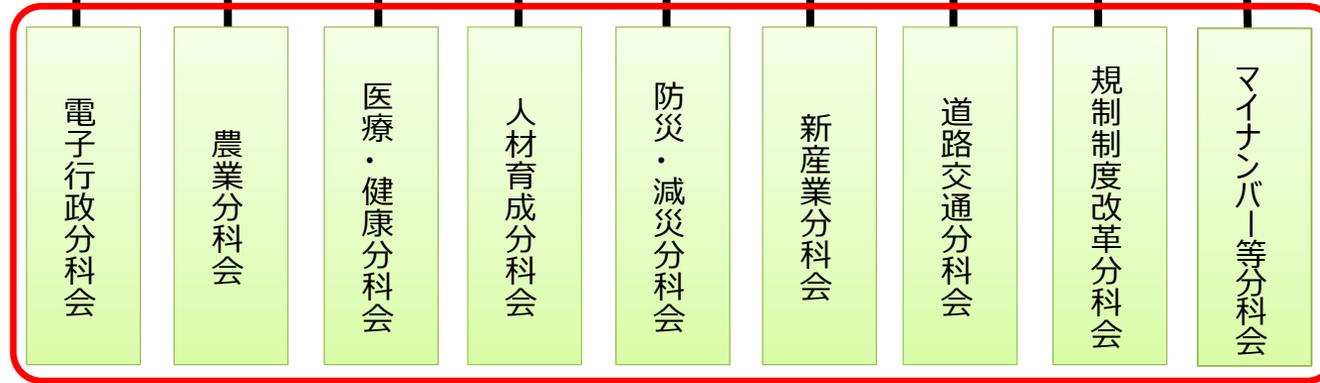
本部長：内閣総理大臣

副本部長：情報通信技術（IT）政策担当大臣、内閣官房長官、総務大臣、経済産業大臣

本部長・副本部長を除く全国務大臣、内閣情報通信政策監（政府CIO）及び有識者（10名以内）

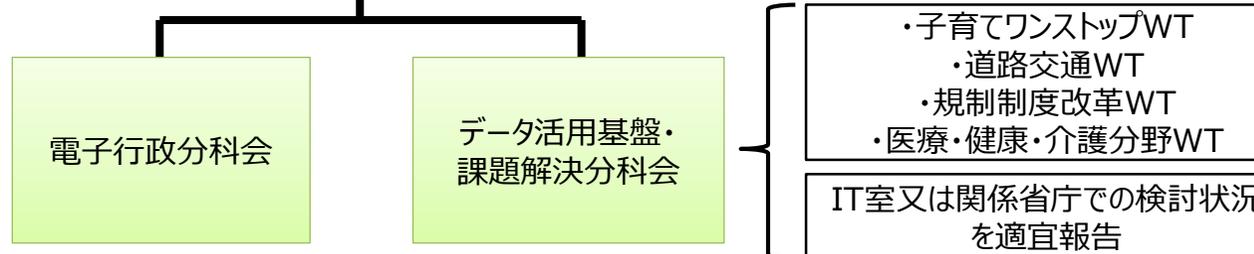
新戦略推進専門調査会 会長：内閣情報通信政策監（政府CIO）

【これまでの取組】



【新たな体制】

新戦略推進専門調査会 会長：内閣情報通信政策監（政府CIO）



規制制度改革ワーキングチーム

構成員名簿

金丸 恭文	フューチャー代表取締役会長兼社長
◎ 國領 二郎	慶應義塾大学 常任理事
関 聡司	新経済連盟 事務局長
根本 勝則	日本経済団体連合会 常務理事
村上 文洋	三菱総合研究所 主席研究員
吉田 晴乃	B T ジャパン代表取締役社長

(五十音順、◎：主査)

規制制度改革ワーキングチーム 今後の進め方（案）

1. 検討課題

<基本的考え方>

- 「IT 利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプラン」の改定に向けて検討を行う。
- その際、規制改革推進会議など政府全体での動きや、全数調査の結果を踏まえつつ、行政手続、民間取引に分けて、メリハリのあ
る形で、検討を進めるものとする。

<行政手続関係>

- 行政手続については、規制改革推進会議の動きを踏まえ、特に政府横断的な立場から、新たな IT 基盤（法人番号、公的個人認証を含むマイナンバー関連制度など）を活用しつつ取り組むべき課題として、たとえば、以下の事項を中心に検討を進める。
 - 「政府保有情報の共同利用原則」の推進
国民・事業者目線からの行政手続の簡素化にあたって重要となる「政府保有情報の共同利用原則」につき、政府横断的な立場から、今後の具体的な取組方向を検討。
 - オンライン手続における本人確認手続の簡素化
オンライン手続の前提となる本人確認手続につき、現在の電子署名等の方法の煩雑さ等が指摘される中で、より簡素な方策を検討。
- なお、地方に係る行政手続については、法令の見直しの検討と並行して、まずは、オンライン化の実態を把握する方法について、当面、事務局にて検討するものとする。

<民間取引関係>

- 民間取引については、全数調査の結果を踏まえ、特に、各府省による法令上オンライン化が不可の手続きの見直しを促進するための方策を検討する。（例えば、類型化し、各府省向けのガイドラインを作成するなど。）

<行政手続、民間取引に係る個別手続>

- 規制改革推進会議と緊密に連携することとし、必要に応じ、当該会議における議論や「規制改革ホットライン（集中受付）」に寄せられる意見や、その他の意見を踏まえた検討を進める。その際、全数調査の結果も考慮するものとする。
- また、現行のアクションプランに係る個別項目については、その評価を行い、全数調査の結果等も踏まえつつ、必要に応じその内容の拡充も含めて、引き続き対象とするか否か検討する。

2. スケジュール

- 第1回（平成28年11月7日（月）18:30～20:00）（本日）
- 第2～3回（平成28年12月頃）
 - ・ 現行アクションプランの評価と今後の方向
 - ・ 「政府保有情報の共同利用原則」の推進に向けた今後の方向と課題
 - ・ オンライン手続きにおける本人確認手続きの簡素化に向けた今後の方向と課題
 - ・ 法令上オンライン化が不可な手続に関する今後の方向と課題
- 第4回以降（平成29年1月以降）
 - ・ 規制改革推進会議、その他の動きを踏まえた上で、新アクションプラン（案）について議論。

※規制改革推進会議のスケジュール（規制改革ホットラインを含む）を踏まえつつ、年明けの早い段階には、少なくとも一旦取りまとめを行う。

（以上）

參考資料

行政手続 I T 化（海外比較と日本の取組）

海外の状況

【欧州】EUは、2016年4月、「EU電子政府アクションプラン2016-2020～政府のデジタル変革の加速」を決定。

当該アクションプランでは7つの原則を挙げ、その一つに「Once only principle※」を掲げている。

※国民や事業者は、行政庁に対して同一情報を一度だけ提出すればよい。行政庁は、国民や事業者に追加負担を課さぬよう、データ保護ルールに配慮しつつ、許された範囲で提出されたデータを再利用する。

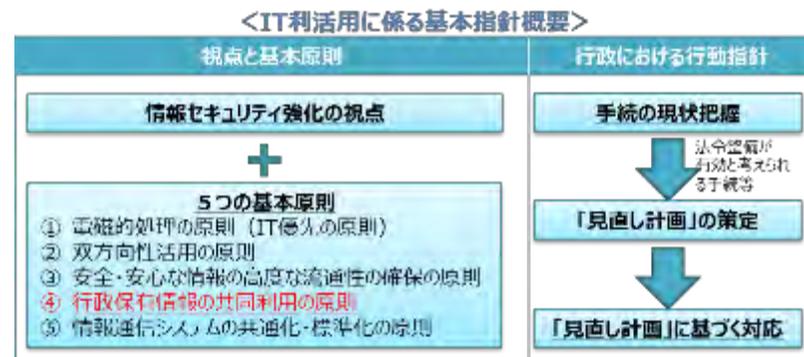
エストニア（人口：約131万人）においても、2007年に“once only”原則が法制上明記され、各省・各政府機関は、市民に対して同じ情報を二度求めることは許されなくなった。

【米国】政府の規制に伴う書類作成負担軽減の観点から、1980年に書類作成負担軽減法を制定。以降の法改正や累次の大統領令を制定しており、2012年の大統領令により、特に書類作成負担に係る時間や金銭の削減効果が大きい取組や、小規模事業者向けに効果のある取組を優先して負担軽減を行うよう指令。

【その他】韓国では、2001年に、行政事務の原則電子処理化を明記した「電子政府推進法」を制定。これに基づき、「行政情報共同利用センター」を国の組織として設立。行政機関の発行する証明書の一部の種類が行政機関相互で共同利用できる仕組みが構築されることによって、全体で7割近い添付書類が不要になった。

日本の取組

- 2013年6月、IT国家創造宣言(工程表) (IT本部決定)において、「IT利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプランの策定」を掲げ、同年12月、関連制度の精査・検討を行い、28項目の対処方針からなる「IT利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプラン」を策定 (IT本部決定)
- 2015年6月、アクションプランに掲げられた個別分野のみならず、IT利活用の進め方に関する基本的な考え方をとりまとめた「**IT利活用に係る基本指針**」(IT本部決定)を策定。
- 日本においては、上記の海外事例と同様に、「行政保有情報の共同利用の原則」を掲げ、具体的な取組について、IT本部を中心に議論中。
(なお、現行の番号法においても、同一の情報が記載された書面を複数の個人番号関係事務において重ねて求めることのないよう規定。)
- 2016年9月にとりまとめた「子育てワンストップサービス」では、自治体の窓口を訪れることなく、マイナンバーを用いたポータルサイト上で子育て世帯に必要な利便性の高いサービスを実現。このための仕組みは、民間のクラウドサービスの利用を予定しており、短期間で開発・サービス提供できるよう取り組んでいるところ。



行政手続IT化（海外比較と日本の取組）

(IT国家創造宣言工程表(抜粋))

年度	短期			中期	長期	KPI
	2013	2014	2015	2016		
(3) IT活用による諸課題の解決に資する取組 ① 産業競争力の強化(新ビジネス創出等関係)	IT総合戦略本部の下に新たな検討組織を設置【内閣官房】 本人確認手続き等の見直しの検討【内閣官房、関係府省庁】 関連制度(運用解釈が明確でないものも含む)の精査・検討【内閣官房、関係府省庁】 「IT活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプラン」の策定【内閣官房、関係府省庁】	IT総合戦略室において、アクションプランに記載された項目(28項目)のフォローアップを年2回実施※	「IT活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプラン」に基づく各施策の実施(e-文書法の再徹底を含む)【内閣官房、関係府省庁】	プランの改定	これまでのフォローアップ状況や世界の先進的な取組等を踏まえ、アクションプランを改定	
	IT活用の裾野拡大を阻害する規制・制度の見直し 「IT活用に係る基本指針」の策定【内閣官房】 法令等により書面の保存・交付等を行うことが規定されている事案の洗い出し及び国民が参照しやすい形での公表【内閣官房、総務省、関係府省庁】	法令等により書面の保存・交付等を規定する手続き等の洗い出し・公表を含む「IT活用に係る基本指針」に基づく施策の実施【内閣官房、総務省、関係府省庁】				

分類	総手続数	法令上オンライン化が可能な手続		法令上オンライン化が不可な手続	
		オンライン化実施中手続	オンライン化実施していない手続	オンライン化実施中手続	オンライン化実施していない手続
行政手続	官-民等	19,329手続	8,040手続	11,092手続 ※うちオンライン化を停止した手続：4,438手続	197手続 (1.0%)
	地方-民等	14,160手続		9,850手続	4,310手続 (30.4%)
民間取引	民-民	3,005手続		2,684手続	321手続 (10.7%)

※そもそも紙・オンラインを問わず申請件数の少ない手続等について、費用対効果を考慮し、オンライン化を停止。一方、申請件数の多い手続等について、重点的にオンライン利用を促進。

※平成28年9月末時点で、「B:対処方針のとおり検討や論点整理が行われていないもの」とされた5項目のうち、「在宅勤務における深夜労働割増の柔軟化」や「遠隔雇用における最低賃金基準の見直し」については、厚生労働省が平成26年度から実施しているテレワークモデル実証事業の中で、労使の意見も踏まえつつ、検証を行うこととしており、今年度末に報告書を取りまとめる予定。